

「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年
9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通
信事業部会決定第5号)の一部改正について

<目次>

1	改正概要	1
2	新旧対照表.....	4

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について
**（国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する
特定アクセス行為等実施計画の認可について）**

令和6年3月
事 務 局

1. 改正理由

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号。以下「改正法」という。）の施行及び国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の全部改正（改正後「特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令」（令和6年総務省令第11号。以下、「省令」という。））の施行に伴い、「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会決定第5号）の一部を改正する。

2. 改正内容

- 改正法による国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）の改正及び省令の改正にあわせて「諮問を要しない軽微な事項について」における同法に関する規定を整理するもの。

【改正後の諮問を要しない軽微な事項の対象】

（赤字は現行の「諮問を要しない軽微な事項について」該当規定）

- ① 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先（省令第2条第1項第3号） 附則第1項関係
- ② 特定アクセス行為の送信元の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス（省令第2条第1項第5号） 附則第2項関係
- ③ 特定アクセス行為等に係る設備に関する事項（省令第2条第1項第7号） 附則第2項関係
- ④ 特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号（省令第2条第1項第9号） 附則第3項関係

※ 識別符号の方針については引き続き軽微な事項の対象とせず、当該方針に基づき入力する識別符号のみを対象とする。

3. 施行期日

- 令和6年4月1日（改正法及び省令の施行日）

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）

※国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）による改正後のもの。

（特定アクセス行為等の実施）

第十八条（略）

2～4（略）

5 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の特定アクセス行為等実施計画を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

（審議会等への諮問）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一（略）

二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成16年政令第13号）

※国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第26号）による改正後のもの

第八条 法第二十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○ 特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令（令和6年総務省令第11号）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十八条第二項の規定により特定アクセス行為等実施計画を作成し、総務大臣に提出するときは、特定アクセス行為等実施計画に次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二（略）

三 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先

四（略）

五 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス

六 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲

七 前二号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項

八 特定アクセス行為に係る識別符号の方針

九 前号の方針に基づき入力する識別符号

十～十三（略）

2（略）

3 機構は、法第十八条第五項の規定により特定アクセス行為等実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

○諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）の一部改正案
新旧対照表

改正案	現行
<p>附則</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第二十三条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 機構法第十八条第五項の規定に基づく特定アクセス行為等実施計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令（令和六年総務省令第十一号。以下「省令」という。）第二条第一項第三号に規定する特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先</p> <p>2 省令第二条第一項第五号に規定する特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス</p>	<p>附則</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先</p> <p>2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項</p>

（傍線部分は改正部分）

<p>3 省令第二条第一項第七号に規定する特定アクセス行為等に係る設備に関する事項</p> <p>4 省令第二条第一項第九号に規定する同条第八号の方針に基づき入力する識別符号</p>	<p>3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号</p>
---	--